

南相馬市サーフツーリズム推進委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、南相馬市サーフツーリズム推進委員会と称し、事務所を南相馬市原町区本町二丁目27番地、南相馬市役所内に置く。

(目的)

第2条 この会は、南相馬市の海資源、人的資源を活用し、サーフィンを通じた地域振興及び交流人口の拡大を図るため、南相馬市サーフツーリズムを推進し、総合性、計画性を確保したまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) サーフツーリズム推進のための計画策定
- (2) サーフツーリズム推進団体の育成
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 この会は、別表に掲げる団体等で構成し、委員の任期は2年とする。ただし補欠による委員の任期は前任者の残任期間とし、再任は妨げない。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

委員長1名・副委員長2名・監事1名

(役員を選出)

第6条 委員長は、委員の互選により選出するものとする。

- 2 副委員長及び監事は、委員長が選任し、任期は2年とする。ただし補欠による役員の場合は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 委員長は、会務を総括し、この会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会務の執行状況を監査する。

(事務局)

第8条 この会の業務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長に南相馬市経済部観光交流課長を、事務局次長に南相馬市経済部観光交流課係長を、吏員に南相馬市経済部観光交流課職員をもってあてる。

(会議)

第9条 この会の会議は、第2項に掲げる事項を審議する場合に委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議では、次の事項について審議する。
 - (1) 各推進計画の策定について
 - (2) 重要事項の審議・決定について
 - (3) 会則の改廃について
 - (4) その他必要と認める事項

(部会の設置)

第10条 事業の実施にあたり必要のある場合は、この会の議決をもって各種部会を設置することができる。

- 2 各部会委員は、各関係団体からの推薦をもって委員長が選任するものとし、部会長は部会委員の互選により選出する。
- 3 任期の終了、再任は委員と同時期とする。

(事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 この会の経費は、協賛金、その他の収入をもってあてる。

(諸規定)

第13条 この会則で定めるものの他、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成18年6月26日から施行する。

この会則は、平成21年4月 1日から施行する。

別表 [会則第4条関係]

構成機関名	委員の定員
原町商工会議所	1名
原町商店連合会	1名
(一社)原町青年会議所	1名
南相馬市旅館ホテル組合	1名
(一社)南相馬観光協会	1名
NPO 法人原町交流サポートセンター	1名
NPO 法人ハッピーアイランドサーフツーリズム	1名
南相馬市体育協会	1名
サーフィン団体	1名
地元行政区長	2名
学識経験者 (福島大学)	1名